

# 平成30年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成30年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	33,249 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,212,224 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	25,239 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 配水施設工事	498,618 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	3,055,198 千円
第1項 営業収益	2,566,719 千円
第2項 営業外収益	488,479 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	2,990,652 千円
第1項 営業費用	2,909,423 千円
第2項 営業外費用	80,229 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 367,078千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,935千円、過年度分損益勘定留保資金 330,143千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入		354,033 千円
第1項 企 業 債		107,200 千円
第2項 出 資 金		183,495 千円
第3項 負 担 金		13,338 千円
第4項 国 庫 支 出 金		50,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出		721,111 千円
第1項 建 設 改 良 費		498,618 千円
第2項 資 産 購 入 費		5,305 千円
第3項 償 還 金		217,188 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1水道事業費用	1営業費用	知手配水場 解体撤去事業	981,000千円	平成30年度	324,000千円
				平成31年度	327,000千円
				平成32年度	330,000千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設更新計画策定業務委託	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	22,330千円

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業	107,200 千円	普通貸借 又は 証券発行	年利 5 %以内 (た だし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 企業財政の都合により 据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換 えすることができる。

(予定支出の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 109,299 千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 348,450 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,343 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1. 取得する資産	構 築 物	配水管 φ 75mm ~ φ 500mm	3, 840m

平成 30 年 3 月 日提出

茨城県神栖市長 石 田 進